

改正

平成30年7月1日達第14号

平成31年4月1日達第5号

令和3年3月24日達第5号

令和4年4月1日達第16号

増毛町移住体験実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市部から増毛町（以下「町」という。）への移住を希望又は検討する者及び町等が実施する交流事業参加者又は短期就労支援事業者に対し、町での生活を手軽に体験できる場を提供するため、家具や電化製品などを配置した住宅を整備し、町の定住・移住・交流人口の増加及び活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 町への移住を希望又は検討する者をいう。ただし、転勤又は婚姻による転入者及び就業未経験者は除く。
- (2) 交流事業参加者 町が主催又は共催する事業に参加する者をいう。
- (3) 短期就労支援事業者 町内において短期就労し、移住を検討する者又は増毛町ふるさと短期就労支援事業実施要綱（令和3年達第6号）第3条に規定する短期就労者受入事業者をいう。
- (4) 移住体験住宅 日常生活を営むための家具、電化製品などを備え、手軽に町での生活を体験できるための住宅で、通称「ちょっと暮らし住宅」という。

(移住体験住宅)

第3条 移住体験住宅（以下「住宅」という。）の名称・住所等は、別表第1のとおりとする。

(利用申請)

第4条 住宅の利用を希望する移住希望者又は交流事業参加者若しくは短期就労支援事業者（以下「利用者等」という。）は、増毛町移住体験住宅利用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、利用の可否を決定し増毛町移住体験住宅利用許可書（別記様式第2号。以下「許可書」という。）又は増毛町移住体験住宅利用不許可通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。

(契約)

第6条 許可書の交付を受けた利用者等は、増毛町移住体験住宅定期賃貸契約書（別記様式第4号。以下「契約書」という。）により町長と契約のうえ、住宅を利用するものとする。

(利用期間)

第7条 住宅の利用期間は、連続した3日間以上から30日間以内とする。ただし、町長が特に認めた場合は期間を短縮又は延長して利用できるものとする。

(利用料)

第8条 住宅の利用料は、別表第2のとおりとする。冬季は11月から4月までとし、冬季期間においては、燃料代として1日300円を加算する。

- 2 利用者等は、前項に規定する利用料を、町長が発行する納入通知書により指定された期日までに納入しなければならない。
- 3 第1項の利用料は、住宅の利用料金、光熱水費及びNHK放送受信料（いずれも消費税を含む。）

を合計した額とし、これ以外の経費は全て利用者等の負担とする。

- 4 既納の利用料は、これを還付しない。ただし町長が特に認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取り消し)

第9条 町長は、利用者等にこの要綱に定める事項に違反する行為があったと認めたときは第6条の規定による利用許可を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により取り消しをした場合は、第8条第4項ただし書きによる利用料の還付ができるものとする。

(明渡し)

第10条 利用者等は、利用期間が終了する日まで若しくは前条の規定に基づき利用許可が取り消された場合にあつては、直ちに住宅から退去しなければならない。この場合において、利用者等は、住宅を原状回復しなければならない。

- 2 利用者等は、前項前段による退去をするときには、退去日当日の午後3時までに、町職員立会いのもと住宅の明渡しをしなければならない。

- 3 町長は、第1項の後段の規定に基づき利用者等が行う原状回復の内容及び方法について利用者等と協議するものとする。

(立入り)

第11条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全、その他住宅の管理上特に必要があるときは、利用者等の許可なく町職員を住宅内に立ち入らせることができるものとする。

- 2 利用者等は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを受け入れないことができないものとする。

(損害賠償)

第12条 利用者等は、故意又は過失により住宅を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

- 2 利用者等は、前項前段の規定による住宅を破損、汚損及び滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(事故免責)

第13条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅敷地内で発生した事故に対して、町はその責務を負わないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月1日達第14号)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日達第5号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月24日達第5号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日達第16号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

名称	住所	面積	建設年
増毛町移住体験住宅 (別	増毛町別荘346番地の1	74.52㎡	平成3年

苧 1 号)			
増毛町移住体験住宅 (舎熊 1 号)	増毛町舎熊45番地の 4	52.91m ²	昭和45年 (平成30年改築)
増毛町移住体験住宅 (舎熊 2 号)	増毛町舎熊45番地の 4	52.91m ²	昭和45年 (平成30年改築)
増毛町移住体験住宅	増毛町阿分17番地の 7	74.52m ²	平成12年

別表第 2 (第 8 条関係)

利用期間	利用料
7 日間以内の 利用のとき	1 日あたり 2,000円
14日間以内の 利用のとき	1 日あたり 1,500円
30日間以内の 利用のとき	1 日あたり 1,000円